

## 当社商標の使用に関するガイドライン

### 1. 概略

株式会社オリィ研究所（以下、「当社」といいます。）は、当社の保有する商標が、現実社会及び仮想空間における商業活動において不適切に使用されることのないよう、以下に商標の使用に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」といいます。）を示します。

当社の商標（サービスマークも含み、以下、「当社商標」といいます。）は、当社保有の資産（以下、「当該資産」といいます。）であり、当該資産には当社ホームページ（SNS 含む）等に掲載されているあらゆる事項（写真・表現含む）もすべて含まれ、当社商標の適正な使用のため、本ガイドラインの遵守にご協力ください。

### 2. 商標の記載方法

#### (1) 商標の出所表示

当社の商品及びサービス（以下、「商品等」といいます。）の広告資料、報道資料等においては、その商品等が当社を出所とするものである旨の表示を明記してください。具体的には、当該資料の下方位置に以下のような記載をお願いいたします。

例) ①「OriHime」及び「分身ロボットカフェ」等は、オリィ研究所の登録商標です。

②出所：株式会社オリィ研究所 ホームページ（※URL 掲載欄※）

#### (2) 商標の使用態様

当社のロゴマーク、図形マークは、当社と別途契約を締結された場合を除き、いかなる場合もそのロゴマーク、図形マークに変更、修正、付加又は削除等の改変を加えることはできません。当社の商品等に使用する当社の商標は、スペリング・ハイフン等の使用態様に至るまで常に一貫的に使用されることが必要です。

具体的には、次の場合の使用を禁じます。

- ・普通名称的な表現、又は形容詞的な表現での使用
- ・商標を複数形、又は所有格に変化させての使用
- ・商標に他の語句・記号又は数字を結合させての使用
- ・商標に語句を結合させて一語のように表示、又は商標とこれらとをハイフンで結合しての使用
- ・商標の一部を省略して表示しての使用
- ・大文字の商標を小文字に表示しての使用

#### (3) 商標のシンボル

当社商標を表記するときは、いかなる媒体においても、原則として、文脈上最初に現れたものについて※® や ™ のシンボル（以下、「商標シンボル」といいます。）を付記してください。ただし、文脈上重要な箇所に表記される場合は、その重要な箇所に表記される商標について商標シンボルを付記してください。ロゴマーク、図形マークの商標については、常に商標シンボルを付記してください。

※® は、当該国の特許庁又は権限を有する政府機関に登録されている商標に付記します。 ™ は未登録商標に付記します。 ® は登録商標以外の商標には付記しないでください。

商標権は国ごとに成立します。登録記号の不正使用により、刑事及び民事で厳重に処罰される国もありますので、登録記号 ® を付記する場合は、使用する国での登録の有無を必ず確認してください。既登録か否か不明な場合は、当社までお問い合わせください。

商標シンボルは、商標に対して上付又は下付にて表示してください。ただし、上付・下付表示ができない場合、括弧書きで(TM)、(SM)又は(R)と表示することは可能です。

具体的には、

①広告等（プレスリリース・書状・白書・メモ・スライド・OHP シート・ビデオその他のマルチメディア）による表示

当社商標を、全て、最も目立つ箇所に（通常は見出し部分に）適切な商標シンボル（® 又は™）を付けて表示してください。

また、各商標が文書等の中で最初に登場するときは、再び商標シンボルを付けて表示してください。

②図表等の中における表示

当社商標を、各頁、各スライド、各 OHP シートごとに適切な商標シンボルを付けて表示してください。

③雑誌等（ニュースレター、及び複数の記事を掲載した刊行物）における表示

当社商標を、全て、目次に最初に登場するとき、見出し中及び当該商標が使用される各記事中で最初に登場するときに、適切な商標シンボル（® 又は™）を付記して表示してください。

④パンフレット等（報告書、書籍、技術文書その他の装丁された文書）における表示

当社商標を、全て、目次に最初に登場するとき、見出し中、文中に最初に登場するときに、適切な商標シンボルを付けて表示してください。チャート及び図表中の商標は、全て、適切な商標シンボルを付けて表示してください。

### 3. 未許諾での使用及び不正使用の禁止

当社の使用許諾を得ることなく、当社商標を第三者が誤認・混同を引き起こすような態様（例えば、当社が非公認の団体（当社と商標利用を許諾する旨の契約を締結していない法人及び法人格の有無は問わない NPO を含む任意活動団体等）でありながら、あたかも当社と関係、提携、後援、承認がある印象（当該資産を非公認活動の主目的の一部としてさりげなく活用され、営利及び金銭受領活動への悪意のある利用）を与えたり、当社社員による執筆、もしくは当社の見解であるような印象を与えたりする方法）での使用はできません。また、当社に不利益を及ぼす蓋然性の高い態様で使用をすることはできません。なお、本ガイドライン施行日現在、当社が公認している団体はありません。

具体的には、次の場合の使用を禁じます。

- ・お客様の製品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名の一部としての使用
- ・成人向けの内容、賭博を奨励する内容、未成年へのタバコやアルコールの販売など、準拠法に反する内容を含むサイトでの使用
- ・当社の方針に誤解を招いたり、誹謗中傷、権利侵害、名誉毀損、及びわいせつな表現を含んだりなど、当社にとって好ましくない方法での使用
- ・法律や規則に反するサイトでの使用

### 4. 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、当社の顧客、ライセンサー、コンサルタント、外部の販売業者その他の第三者に適用されます。ライセンサーの方で、特別のガイドラインが提示されていない場合には、本ガイドラインに従ってください。

以上

制定日 2021年7月2日